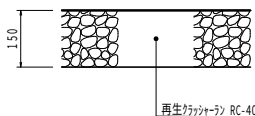


別紙1

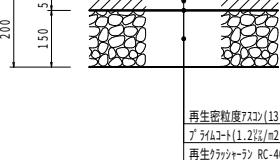
舗装構成

S=1:10

砕石敷

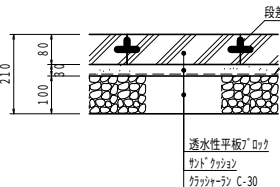


アスファルト舗装

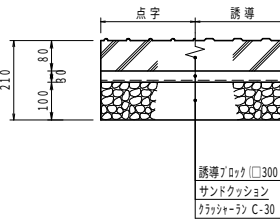


透水性平板ブロック舗装

日本興業(株)「I10777 FS」、「I10777 SAZARE」同等品以上

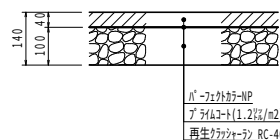


視覚障がい者誘導ブロック



自然色舗装

(株)NIPPON「N-7」外材-NP」同等品以上



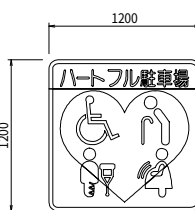
凡例

記号	名 称	規 格	数 量
	アスファルト舗装	t=50-150mm	A=12771.9m ²
	透水性平板ブロック舗装	t=80-30・100mm	透水性平板ブロック舗装詳細図参照
	視覚障害者用誘導ブロック	t=80-30・100mm	透水性平板ブロック舗装詳細図参照
	自然色舗装	t=40・100mm	A=563.5m ²
	砕石敷	t=150mm	A=746.9m ²
	張コンクリート	t=70mm	A=55.7m ²
	薄層舗装(樹根系すべり止め)	RPN-501 N-7シリーズ	A=588.7m ²
	中央線・外側線・区画線	溶融式 白 実線 W=15cm	L=2014.6m
	直進矢印・文字	溶融式 白 実線 W=15cm横断	L=68.6m
	(停) (止) (横) 停止線・歩道・横断歩道	溶融式 白 実線 W=45cm	L=499.5m

※県道、町道については各詳細図を参照。

路面標示シート

S=1:30



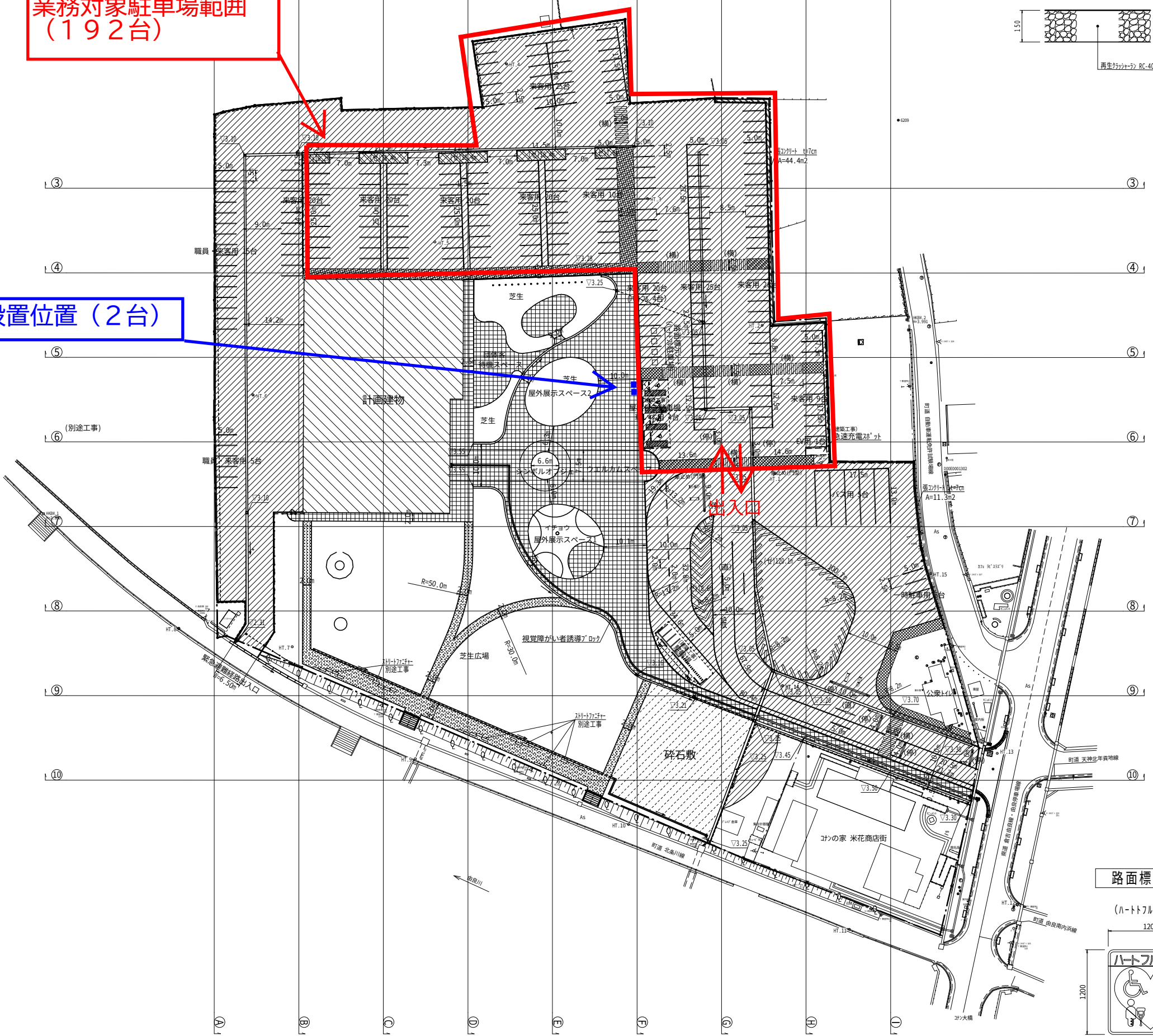
青山剛昌ふるさと館新築工事（舗装）			
図 名	舗装計画図		
位 置	東伯郡北栄町由良宿1300 出合いの広場内		
縮 尺	A1 図示 A3 A1版50%	単 位	M・MM
図 号	全 7 葉中の内 1		
令和 8 年度施行			
北 栄 町			

舗装計画平面図

S=1:500

業務対象駐車場範囲
(192台)

精算機設置位置(2台)



負担区分表

	町負担	受託者負担
機器等の調達に関する事		○
機器等の設置工事に関する事		○
機器等の保守・点検・修繕に関する事		○
キャッシュレス等決済に関する事		○
利用料に関する事		○
清掃に関する事		○
除雪に関する事	△ 町が行う除雪対象施設としているが、降雪の状況により協議する。	△
消耗品に関する事		○
電気代に関する事	△ 子メーターの設置が不可の場合等、切り分けが困難な場合は、双方協議の上決定	○ 機器等の設置に伴い必要となる電気代は、受託者にて子メーターを設置の上、原則受託者負担
駐車場内での事故対応に関する事	△ 内容により受託者と協議の上対応	○ 駐車場内の運用等に起因する可能性がある場合、受託者による対応を基本とする
利用者からのクレーム対応に関する事		○
受託者にて設置した機器等の破損及びそれに起因する事故対応		○
町が設置した駐車設備や附属設備等の破損及びそれに起因する事故対応	○	
駐車場損害保険への加入		○
駐車場内のサイン	○ 順路サインを設置	△ 左記以外で提案がある場合は、町が認める範囲で受託者の負担により設置可能
長期駐車等の対応に関する事		○ 警告、移動、処分等

整備に関する条件

(1) 受託者による駐車場の運営開始は、令和9年春からを予定しているため、受託者による駐車場の運営のための機器の設置及び周辺設備の整備工事等は、契約締結日から運営開始までの間に実施し、完了しておくことを基本とする。ただし、現在、駐車場舗装工事中のため、舗装工事に影響する部分については、令和8年11月中に完成させること。

なお、これらの工事の施工については、本町と協議の上、受託者は、当該工事の実施計画を提出すること。駐車場の運営のための機器等の設置及び周辺設備の整備工事等に要する費用は、受託者の負担とする。

(2) 駐車場入口には、ナンバー読み取り式のカメラを設置し、出口にもナンバー読み取り式のカメラを設置し出庫できる機器を設備すること。なお、出入口にゲートバーは設置しないものとする。※設置する機器は、駐車券を発券せず読み取った車両ナンバーで入出庫管理を実施すること。

また、トラブル等の発生時には、受託者と駐車場利用者が24時間365日直接連絡できるよう電話若しくはインターホンを取り付け、必要に応じて、フリーダイヤルで問い合わせができる電話番号を表示すること。

(3) 出庫前に精算ができる精算機を2台設置すること。(別紙1参照)

なお、駐車場内に設置する精算機は、高額紙幣・クレジットカード(VISA、Master、JCB及び他のブランド)・電子マネー・QRコード決済などに対応できるものであること。

精算機のトラブル等の発生時に、受託者と駐車場利用者が24時間365日直接連絡できるよう、電話若しくはインターホンの取り付けやフリーダイヤルで問い合わせができる電話番号を表示すること。精算機の操作案内は英語対応とすること。

電気料金については、本町施設の分電盤等から電力を分岐し、電力を供給させる場合は、受託者が子メーターを設置し、本町の指示に基づいて、受託者が実費相当分を負担すること。本町が立替払いするものについては、受託者は、本町の指示に基づきその額を本町に支払うこと。

(4) 駐車場案内看板については、県道由良停車場線からの利用者が確認できるように2箇所以上、受託者の負担で設置することとする。

受託者が設置する駐車場案内看板等の記載内容については、本町と協議のうえ決定すること。

(5) 受託者は、駐車場の満空情報が電光表示できる装置(以下「満空表示」という。)をはじめ精算機の操作、料金体系の表示(町の指定する利用者の無料措置内容等を明記すること。)、故障・問い合わせ時の緊急連絡先の表示等を、受託者の負担で設置することとし、高齢者や障がい者等の利用者にも配慮すること。なお、表示内容及び設置場所、設置に係る作業等については、本町と協議すること。

満空表示については、県道由良停車場線からの利用者が確認できるように2箇所以上設置すること。

（６）受託者は、満空表示について実際の台数との誤差が生じた場合、調整の対応を速やかに行うこと。

（７）駐車場案内看板や満空表示等の屋外広告物については、設置に際しての詳細について、本町と協議のうえ決定することとし、決定後、受託者は、屋外広告物許可申請等の必要な手続を行うこと。

（８）受託者は、利用者が、駐車場の位置情報、満空混情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。

（９）受託者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に基づく路外駐車場設置届及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第12条第１項の規定に基づく届出等駐車場運営に関して必要な行政手続を受託者の負担で行うこと。

（10）受託者は、駐車場のレイアウト、機器の設置場所等の詳細について、本町と協議すること。

管理運営に関する条件

(1) 管理運営の条件

- ①駐車場の開場時間は、24時間とする。
- ②駐車場の駐車料金は、1時間あたり200円とし、当日最大500円を限度とする。
- ③受託者は、北栄町民が駐車場を利用する場合には、2時間の無料措置を講じること。
- ④貸付開始後に駐車場運営に大きな影響がある事態が生じた場合は、別途、本町と協議のうえ、対応を決定する。
- ⑤受託者は、本町が業務・施設管理上必要な範囲で、本町職員・委託事業者等が駐車場内を通行すること及び作業等のために必要なスペースを一時的に占有することを認めること。なお、施設内の駐車区画で駐車及び作業が必要となった場合は、事前に報告し、必要なスペース及び日時等について協議する。また、その際の駐車料金は無料とすること。
- ⑥駐車場の運営に係る機器等へ供給する電力及び通信設備は、受託者が別途引き込みにより行う場合、受託者が電気料金及び通信費用を支払うこと。本町施設の分電盤等から電力を分岐し、電力を供給させる場合は、受託者が子メーターを設置し、本町の指示に基づいて、受託者が実費相当分を負担することとします。本町が立替払いするものについては、受託者は、本町の指示に基づき、その額を本町に支払うこととします。
- ⑦受託者は、貸付物件が公共施設に付設されているものであることに鑑み、省電力に配慮するなど環境負荷を低減した駐車場用機器の設置やシステムの採用に努めること。
- ⑧本町が、イベント等の実施のため駐車場を利用する場合には、当該イベントの実施日は駐車場の運営はできないこととする。この場合、本町は、当該イベントの実施日の2週間前までに、受託者に届け出ることとする。なお、イベント実施時の残存車両の取扱い等については、本町と協議のうえ対応することとする。現時点では「すいかながいの健康マラソン大会（毎年6月開催予定）」、「北栄砂丘まつり（毎年8月開催予定）」での利用を想定している。
- ⑨本町が、災害・除雪作業等により緊急に駐車場を使用する必要があるときは、受託者に通知し、本町において駐車場を使用することができることとする。なお、夜間等で受託者への連絡がつかない場合は、事後での通知をもって代えることができることとする。
- ⑩積雪、凍結がある場合、融雪剤の散布、除雪作業又は受託者の判断により利用を一時的に休止する等、利用者の安全確保に努めること。なお、積雪、凍結の状況によっては、利用者の安全を確保するため、町の判断により駐車場の利用を一時的に休止する場合がある。
- ⑪受託者は、貸付期間中、受託者の負担で施設賠償責任保険に加入することとし、加入状況が分かる資料を本町に提出すること。
- ⑫受託者は、駐車場の運営に係る経費を自ら負担すること。
- ⑬受託者は、自らの責めに帰する理由により本町が整備した物件の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、それにより生じた損害について、本町が算出した金額を損害賠償として支払うこと。
- ⑭本町は、前記⑤・⑧・⑨・⑩に係る費用は負担しない。また、前記⑧について納付金には反映しない。なお、⑨・⑩については、協議のうえ、決定する。

(2) 受託者の義務

- ①受託者は、善良なる管理者の注意をもって駐車場を使用すること。
- ②受託者は、駐車場における管理運営の一切について責任を負うこと。
- ③受託者は、本町が、駐車場の管理上必要な事項を受託者に通知した場合は、その事項を遵守すること。
- ④受託者は、駐車場の使用にあたっては、近隣住民等の迷惑にならないように十分に配慮するとともに、求めがあった場合は必要な説明を行うこと。
- ⑤受託者は、駐車場の管理運営にあたり、本町又は第三者に損害を与えた場合は、すべて受託者の責任において、その損害を賠償しなければならない。
- ⑥受託者は、駐車場の管理運営に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑦受託者は、関係法令及び本町が定める関係条例等を遵守し、適法かつ適切な駐車場の整備及び管理運営を行うこと。

(3) その他管理運営に係る配慮事項

- ①受託者は、常にサービスの向上に努めるとともに、トラブルの未然防止対策やトラブルが発生したときの危機管理体制を確保すること。
- ②受託者は、駐車場で苦情・盗難等のトラブルが発生した場合は、迅速かつ丁寧に現地対応すること。この場合、事後に本町に報告すること。
- ③受託者は、事故等の発生を覚知したときは、速やかに警察・消防への通報など必要な措置を講じること。
- ④駐車場の運営に関して電話若しくはインターホンで対応する受託者のオペレーターは、一般常識のある応対マナーに優れ、管理運営業務に必要な基本的知識及び技能、電話対応スキルを有すること。
- ⑤受託者は、駐車場内における放置車両や長期駐車車両への対処を行うこと。
- ⑥受託者は、駐車場の利用に支障を来さないように、受託者が整備した機器類及び駐車場管理運営に係る工作物の保守、点検を行うこと。
- ⑦受託者は、駐車場の利用に支障を来さないように、駐車場の売上金の回収、釣銭の補充、消耗品の補充等の維持管理を行うこととし、コインつまりなど機器に不具合が発生したときは、24時間365日現地ででの対応を含め対応すること。
- ⑧受託者は、駐車場の利用に支障を来さないように、毎月駐車場内（排水溝を含む）の清掃・除草を行い、常に良好な環境を維持すること。また、受託者は、駐車場内で発生した廃棄物を回収、処分すること。
- ⑨受託者は、駐車場内の安全を充分確保することとし、利用者や近隣住民からの苦情等についてはコールセンターを設置し責任を持って対応すること。
また、駐車場に関する苦情等について、本町から対応を要請した場合も同様とする。
受託者は、安全対策・苦情対応等について書面により本町に提出すること。
- ⑩受託者は、事故、故障等が発生した場合には、原則60分以内に現着し利用者の駐車場の利用に影響がないよう対処すること。なお、施設の営業時間での事故、故障等については直ちに本町に報告すること。

- ⑪受託者は、緊急連絡体制を本町に届けること。
- ⑫受託者が、照明、防犯カメラ等の設置をする場合においては、本町と協議し、了解を得なければならない。
- ⑬ナンバー読み取り式カメラ及び精算機等を導入し、駐車場オープン後の営業時間について、精算機案内係を2週間は常駐させること。
- ⑭必要に応じて機器取扱説明資料を提供すること。
- ⑮受託者は、常習的に不正利用した車両（料金未払いなど）については、不正利用できないような対策を講じること。